

# 役員報酬等支給規程

社会福祉法人 ふれあい

## 役員報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあい（以下「法人」という。）の定款第8条に規定する評議員の報酬等の支給の基準に関する事項及び定款第21条に規定する役員の報酬等の額及び支給の基準に関する事項並びに評議員選任・解任委員会運営規程第6条に規定する評議員選任・解任委員の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の構成)

第2条 役員及び監事並びに評議員が、理事会及び監事監査並びに評議員会、またこれに準ずる会議等に出席した場合は、以下のとおり支給する。ただし、税理士資格のある監事が会計監査を行った場合は1回につき5万円を支給する。

会議等名称	支給額	
理事会及び評議員会 並びにこれに準ずる 会議等	宿泊を要する役員等	1回 10,000円
	宿泊を要しない役員等	1回 5,000円
監事監査	税理士資格のある監事	1回 50,000円

- 役員及び監事の報酬等の額については各年度の総額が50万円を超えない範囲において支給するものとする。
- 役員等が、理事会または評議員会等の出席若しくは法人業務のために出張する場合は、役員旅費規程の定めるところにより旅費等を支給することができる。
- 評議員選任・解任委員が、召集に応じて評議員選任・解任委員会に出席した場合は、費用弁償としてこれを支給する。

会議等名称	支給額
評議員選任・解任委員会	1回 2,000円

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日改定。

附 則

この規程は、平成29年6月24日改定、平成29年4月1日施行。

附 則

この規程は、平成29年10月27日改定、平成29年4月1日施行。

標題改正 役員報酬規程から役員報酬等支給規程に改正。

附 則

この規程は、平成29年10月27日に改定し、平成29年10月27日から施行する。